

高都都第1316号
平成28年12月16日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

理 由

都市計画道路の変更に伴う、用途地域の変更により、防火地域及び準防火地域の変更を行うものである。

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更(高槻市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約61ha	
準防火地域	約2599ha	

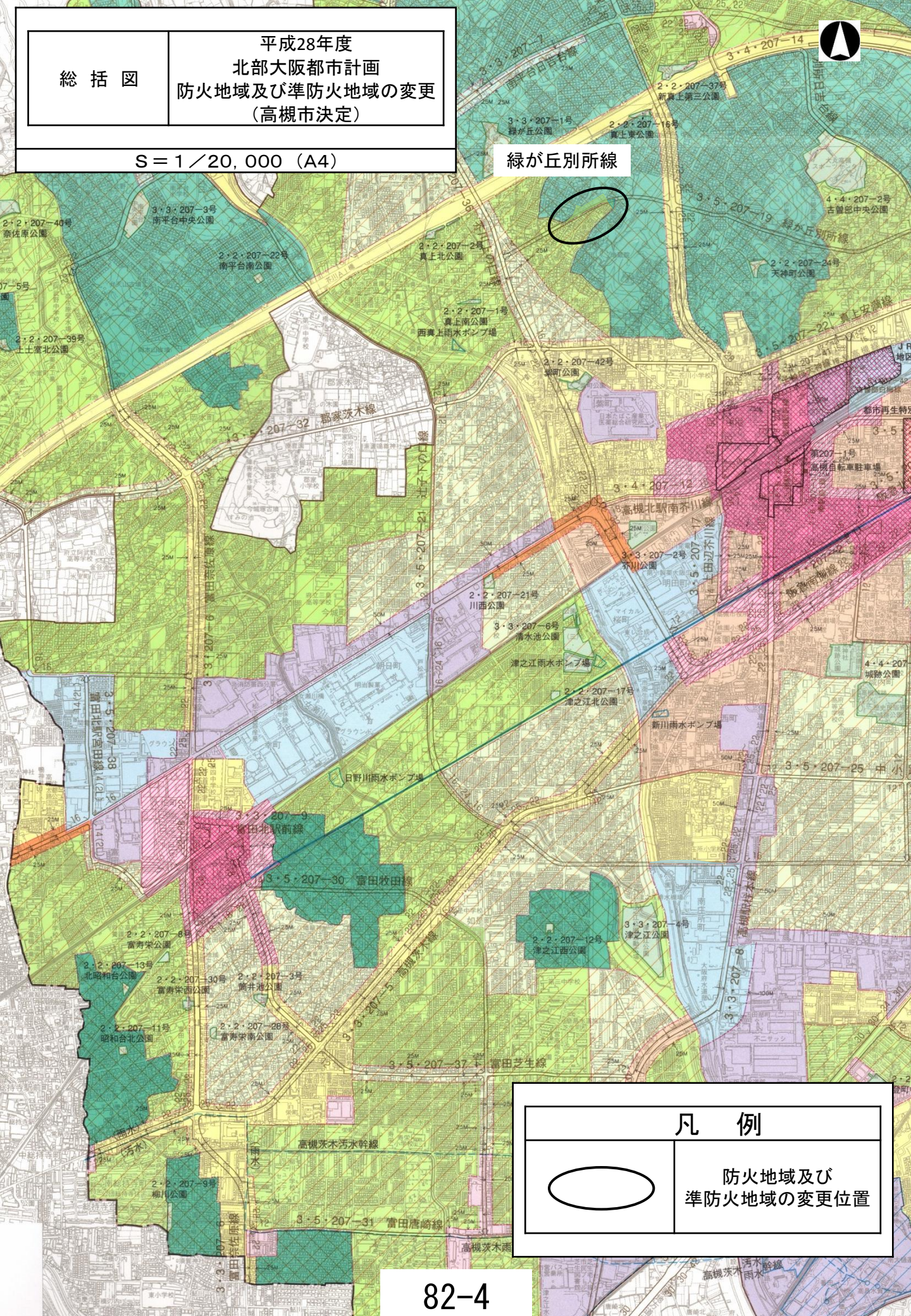
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

総括図

平成28年度
北部大阪都市計画
防火地域及び準防火地域の変更
(高槻市決定)

S = 1 / 20,000 (A4)

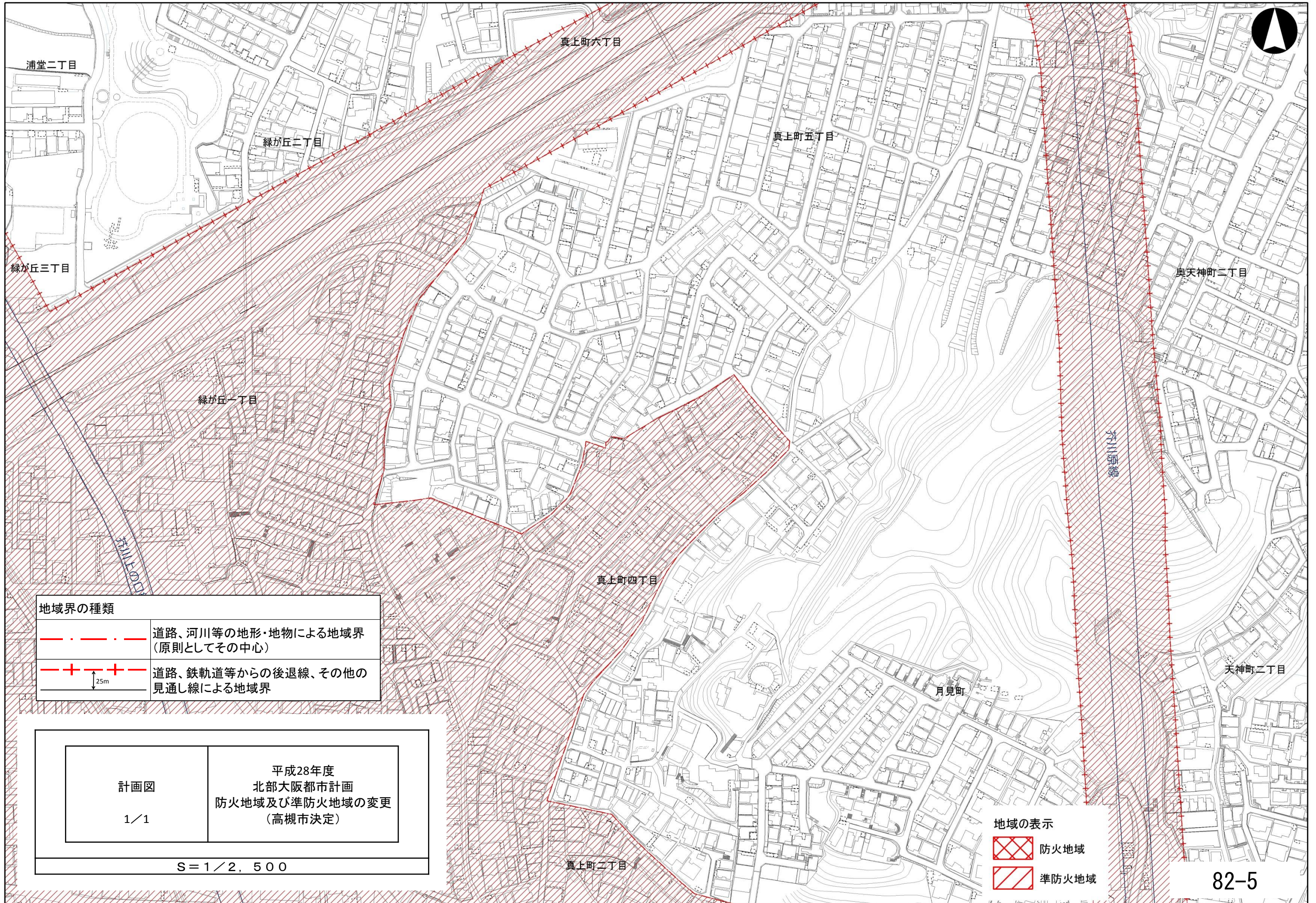
緑が丘別所線



凡例



防火地域及び
準防火地域の変更位置



地域界の種類	
	道路、河川等の地形・地物による地域界 (原則としてその中心)
	道路、鉄軌道等からの後退線、その他の 見通し線による地域界

計画図 1/1	平成28年度 北部大阪都市計画 防火地域及び準防火地域の変更 (高槻市決定)
S = 1 / 2, 500	

地域の表示	
	防火地域
	準防火地域